

# 会 議 録

承認			事務局					《開催日時・場所》 平成 25 年 7 月 30 日(火) 14:00~16:00 岸和田市役所 職員会館 1 階 第 1・第 2 会議室
会 長	田 委員	高木 委員	部 長	課 長	参事(交通政策) 参事(景観)	都市計画 担当長	担当員	
8/1	8/5	8/6						

《名 称》 平成 25 年度 第 1 回岸和田市景観審議会

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

加我 委員	相良 委員	高木 委員	杉本 委員	田 委員	中川 委員	中嶋 委員	西川 委員	藤田 会長	藤原 委員	前中 副会長	原 委員	渡部 委員
×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×

（委員 13 名中、10 名出席）

事務局) まちづくり推進部長 森口

都市計画課 大井、古門、小山、高丘、小竹

傍聴者》なし

《概 要》

- ・ 審議事項 ころに残る景観資源（樹木）の指定について
- ・ その他 景観重要樹木の指定に向けての事務局の考え方と次回の心に残る景観資源の募集テーマについて  
準防火地域指定と同時に進めている関連施策について

《内 容》

●岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について

（会 長）平成 25 年度第 1 回岸和田市景観審議会の会議録承認者として、田委員、高木委員の 2 名を指名します。

●(審議事項)

ころに残る景観資源発掘プロジェクト第 2 弾 ころに残る樹木の募集～岸和田を彩る木々たち（事務局）資料に従い、審議事項について説明。

審議事項についての質疑応答は次のとおり。

（委 員）資料 2 に講評が付いていますが、これは景観審議会としての講評となるのでしょうか。

（事務局）この講評につきましては、発掘委員会からの推薦文ということになります。

（委 員）景観審議会からの講評文という形で公開されるのであれば、「価値があると思われる」などの書き方ではなくて「価値がある」などの言い切りにしたほうが良いと思います。

（会 長）この講評については 2 回の発掘委員会で出た意見を取りまとめた形です。景観審議会承認を受けた講評とするのであれば、この場でご意見をいただき、それをもとに事務局で修正してもらおうことになる。

（事務局）ご意見をいただければ、修正案を作成し、委員のみなさまに再度ご確認いただきます。

（委 員）発掘委員会に参加させていただき、現地を見てみると写真より実物のほうが非常に良いものも何件あった。その感動をきちんと伝えてもらうために、私ものはっきり言い切ってもらい

たいと思います。

(委員) 中央公園のポプラ並木についての講評ですが、この周辺の地区は一般的な戸建て住宅の集合であり、「戸建て住宅とともに、全体として非常に良好な住景観を創出している」と記載されると違うように感じます。ポプラ並木自体の美しさに焦点を当てた講評にしてはいかがでしょうか。

(委員) 確かに、住宅側からみれば素晴らしい並木道ですが、並木道側からみると一般的なまちなみでしたので、この表現には違和感を感じます。

(事務局) 了解しました。

(委員) 蜻蛉池公園のシロヤナギですが、公開する時にはこの樹木ということではなく、この場所から見える景観ということではないのでしょうか。

(事務局) 地図上に表記する場合は、ポイントの指定を行いますので、その場所の樹木を含んだ景観ということになります。

(委員) シロヤナギは、私も全然知らない場所でした。水に浸かっている様子がマングローブのようでもあり、とても印象的です。

ポプラ並木については、落ち葉や倒木の危険性などの話も少し伺っています。そういう意味で住環境と住景観は異なるように思いますので、講評については検討いただければと思います。

(委員) シロヤナギについては、ヤナギ全般ですが樹種の特定が難しいところがあります。今回の事業では必ずしも樹種に厳密である必要はないと思いますが、ある程度、確認されたほうが良いと思います。

(会長) 今回の募集樹木について樹種の特定はどのようにされていますか。

(事務局) 岸和田市の自然資料館で、植物について詳しい方がいらっしゃるなので、疑義が生じた場合はその都度確認しています。そのため、全ての樹木について樹種特定を行っているわけではありません。今回ご指摘があった、シロヤナギについては、府の公園内にあるものですので、公園事務所にも確認をとりたいと思います。

(※樹木番号 24 番は資料及び会議録では「蜻蛉池公園のシロヤナギ」と表記していますが、確認の結果、樹種の特定が困難であるとの判断があり、公表時には「蜻蛉池公園のヤナギ」とします。)

(会長) 先ほどの発掘委員会で現地調査をした 10 件のうち 9 件を推薦したという説明がありましたが、その内訳について詳しく説明いただけますか。

(事務局) まず、まちかど審査における質問事項として①「ここに残った写真」と②の「ここに残ったエピソード」を設けました。この回答について順位付けし、それぞれの上位 3 位までを現地調査に含めています。具体的に質問①では、

1 位が樹木番号 5 番の「岸和田城堀端のサクラ並木」、

2 位が樹木番号 20 番の「三田町のサクラ」、

3 位が樹木番号 11 番 (及び 40 番) の「中央公園のポプラ並木」

となっています。質問②では、

1 位が樹木番号 2 番 (及び 25 番) の「流木墓苑のサクラ」、

同数の得票で樹木番号 5 番の「岸和田城堀端のサクラ並木」、

3位が樹木番号 41 番の「阿間河滝町のムクノキ」

となっています。樹木番号 5 番については両部門でランキングに含まれていますので、まちかど審査からはこの 5 本を現地調査対象に含めました。

また、加えて発掘委員会で複数の委員が目撃した樹木 5 本

樹木番号 35 番の「上町のクスノキ」、

樹木番号 45 番の「大沢神社のスギ」、

樹木番号 46 番の「西向寺のカイツカイブキ」、

樹木番号 24 番の「蜻蛉池公園のシロヤナギ」、

樹木番号 27 番（及び 30 番）の「積川神社のクスノキ」を現地調査対象に含めています。

この 10 件について現地調査をし、樹木番号 20 番の「三田町のサクラ」については写真と現地調査時の景観とを比較したうえで、推薦から除いています。

(委員) 補足ですが、樹木番号 32 番の「中央公園のナンジャモンジャ」が気になります。順位的には写真審査では 13 位、エピソード審査では 11 位ということでしたが、この辺りにはあまり見られない珍しい木だと思います。たしか南限が中部地方あたりだったと思うのですが。

(委員) たしかに自然の植生では愛知県津島市や岐阜県などだったと思います。ただ、樹として丈夫なので、街路樹として利用されたりしているようで、いろいろな場所で植えられています。たしかにこの辺りではあまり植えられていない樹です。

(委員) カイツカイブキで何百年もたったものをビャクシンと呼ぶのではないですか。

(委員) カイツカイブキとビャクシンの違いについては、通常、生垣などに用いられているのはカイツカイブキが多く、盆栽などで主に用いられているのはビャクシンです。ただ、厳密に区分しようとすれば、多くのサンプルをとって DNA 調査する必要があるので難しいかと思います。今回の樹木番号 46 番「西向寺のカイツカイブキ」については、天然記念物の指定を確認すれば間違いはないかと思います。事業の性質上、あまり厳密に考えないほうが良いと思います。

(委員) カイツカイブキという生垣のものを想像するので、それがこの大きさになっていることに非常に驚きを持ちました。

(※樹木番号 46 番は資料及び会議録では「西向寺のカイツカイブキ」と表記していますが、市天然記念物として指定された正式名称は「いぶき」であったため、公表時には「西向寺のいぶき」とします)

(委員) ホームページ等で公表する際に表記されるタイトルについては、出来ればカタカナではなくて漢字のほうが良いのではないのでしょうか。

(委員) ポプラやアメリカフウなど逆に日本語になじまないものもあると思います。

(委員) 植物学的な表記はカタカナが正しいのですが、それにとられる必要はないと思います。

(委員) 例えば、「岸和田城堀端の桜」と記載し、樹種としてサクラと表記してはいかがでしょうか。

(会長) 適宜、事務局で判断していただいて漢字で表記すべきものは漢字で記載してもらうという形で進めてください。

(事務局) 了解しました。

(会長) たくさんご意見をいただきましたが、この 9 件について「ここに残る景観資源」に指定す

ることについてご異議ありますでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(事務局) 講評については、いただいたご意見をもとに事務局で修正させていただき、その後、各委員に送信させていただきます。その後、集約した意見を反映した講評案を、会長にご判断いただくという形にさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(会長) 了解しました。

## ●その他

### 今後の景観資源発掘事業について

(事務局) 今後の景観啓発施策の展開について2点報告します。

まず、これまで2回にわたって行ってきた「こころに残る樹木の募集」についての報告です。今回を含めると計15本の樹木について「こころに残る景観資源」として指定することになります。応募いただいた全ての樹木も「こころに残る樹木」としてアーカイブ化も進んでおり、また、まちかど審査に投票いただいた方も500人を超えるなど、一定の周知もされてきていると考えております。今後はさらに啓発を進めていくために、展示などいろいろな方法でPRをしていきたいと考えています。

指定された「こころに残る景観資源」については、景観重要樹木への指定も引き続き検討していきたいと考えています。景観重要樹木に指定されると、罰則を伴う管理義務も発生するため、それに見合った行政側の制度も十分整える必要があります。並行して「こころに残る景観資源」15件について、景観重要樹木となっても持続的に守り育てていくことが可能かどうか現在の樹木の状態把握などにも努めていきたいと思っております。

次の報告ですが、次回実施する景観資源の募集テーマについてです。生活に密着した景観「生活景観」にスポットを当て、当プロジェクトの目的である「景観の核となる資源を発掘し、その情報を蓄積、共有していく」という観点に沿って、「みち」を募集テーマとしたいと考えています。岸和田には城下町の石畳の道路景観や阿間河滝地区の石垣が連なる道路景観、のどかな農道や、葛城山や神於山の山道景観、中心市街地に昔からある路地裏、商店街などがあり、「みち」は市民共通のふるさとの風景でもあります。大きな視点で「みち」を捉えると、地域固有の地形の特徴や舗装デザインとあいまって、住民が長年の暮らしの中で作り出してきた風土が投影されていると考えられます。一方で小さく「みち」を捉えた場合は、個人住宅のガーデニングが通行者を楽しませているまちかどの道なども出てくると思われ、バラエティに富んだ応募をしていただけることを目標にしたいと考えています。

具体的な募集要項等は未定ですが、ご意見等頂ければと思っております。

### 準防火地域指定と同時に進めている関連施策について

(事務局) 資料に従い説明。

その他についての意見は次のとおり。

(委員) パンフレットを作るということで、周知を図っていくという意見がありましたが、歴史的な建造物だけを対象とするのではなく、一般的な在来工法で建築された木造住宅を準防火仕様

とするための情報提供も徹底していただきたい。自分の家は歴史的なまちなみではないので関係ないと思われてしまう可能性があります。

(委員) 平成 22 年に公共建築物を木造で建築するという「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されていると思います。大阪府ではあまり取り組まれていないようですが、今回の準防火地域指定との調整についても検討していただければと思います。

(事務局) ご意見のあった事柄については慎重に受け止めて、岸和田市に適した誘導の施策を地域住民の方々と協議しながら進めていきたいと思っています。

●次回景観審議会について

(事務局) 次回の景観審議会については平成 25 年 11 月頃を予定しています。時期が近づいたら、日程調整をさせていただきます。

(以上)